

福島市企業立地促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月30日

福島市長 木 幡 浩

福島市条例第 30 号

福島市企業立地促進条例の一部を改正する条例

福島市企業立地促進条例（令和3年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第15号中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に、「第2条第3号」を「第4条第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。